

道路占用許可基準及び申請手続案内

《占用物件：(突出看板・日よけ等)》

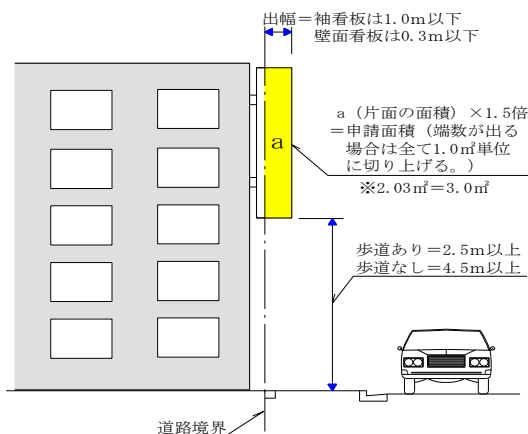
建築物等から道路(区道)に突き出る看板・日よけ等を設置する場合、道路占用許可申請が必要になります。下記手続きの流れに従い書類を作成してください。

設置基準(概略)

・突出看板(建築物等から道路に突き出る看板等)

1. 突出看板は、一営業所、一事業所、一作業所につき2個以内とする。
2. 看板の下端は、歩道上で2.5m以上、歩道のない道路では4.5m以上とする。
3. 看板に出幅は、袖看板は路端から1.0m以下、壁面看板は0.3m以下とする。
4. 突出看板の板面は回転式としない。
5. 突出看板を柱に取付ける場合は、柱は道路敷地外に設けること。

なお、高さが4mを超える場合は建築確認済証(工作物)が必要になる。



占用料金(中野区道路占用料等徴収条例により)

看板類 表示面積 1.0㎡につき、年 23,400円

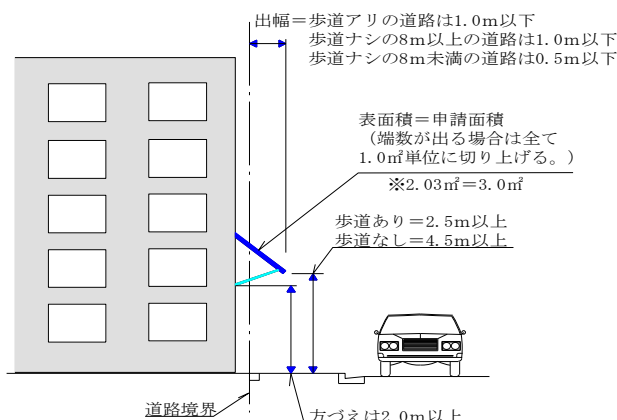
端数は1.0㎡単位に切上げ(2.03㎡=3.0㎡)

※免除対象物件の場合

面積	個数	年	免除	円
1.0㎡以下	1個につき	年	免除	円
1.0㎡を超え2.0㎡以下	1個につき	年	25,030	円
2.0㎡を超え3.0㎡以下	1個につき	年	42,120	円
3.0㎡を超えるもの ※端数は1.0㎡単位に切上げ	1.0㎡につき	年	15,670	円

・日よけ(巻き上げ式及び固定式に取り付けた日よけ)

1. 日よけは、建物に取り付け、下端までの高さは2.5m以上とする。ただし、固定式日よけを、車道上空に取り付ける場合は、下端までの高さを4.5m以上とする。
2. 巻き上げ式日よけの方づえを設ける場合は、方づえの下端までの高さは2m以上とする。
3. 道路幅員(歩道含む) 8.0m以上の道路に張り出す、日よけの最大出幅は1.0m以下とする。また、道路幅員 8.0m未満の道路に張り出す場合は最大出幅 0.5m以下とする。
※ただし、道路交通法上の基準との関係で、日よけの最大出幅は0.7m以下でしか許可できない。
4. 日よけの巻上げ装置は道路にはみ出さないこと。
5. 日よけの材質は、布、ビニール等の難燃性のものとする。



6. 日よけの車道に面する部分及び側面には、梁より下に側布等をつり下げないこと。

占用料金(中野区道路占用料等徴収条例により)

日よけ類

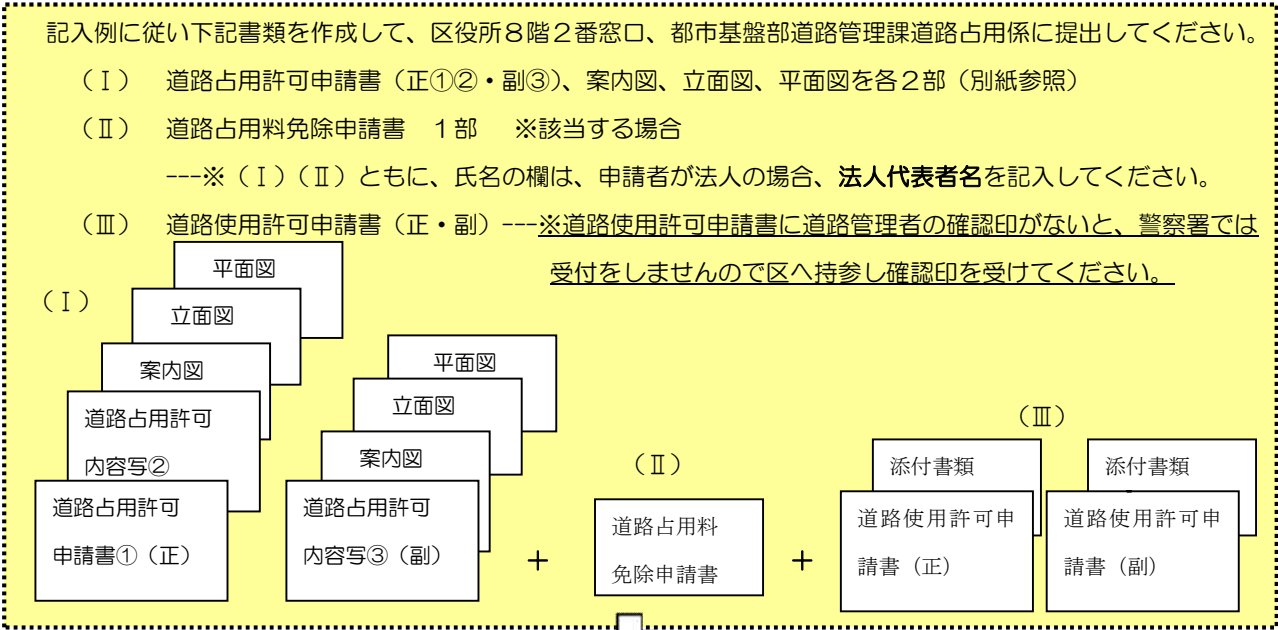
表面積 1.0㎡につき、年 16,700円

端数は1.0㎡単位に切上げ(2.03㎡=3.0㎡)

※免除対象物件の場合

1.0㎡につき ※端数は1.0㎡単位に切上げ	年	9,170	円
---------------------------	---	-------	---

手続きの流れ



中野区へ (I) 道路占用許可申請書---区役所で内容を確認し【仮受付印】を押します。
 ※仮受付時に占用料徴収予定額等お伝えします。
 (III) 道路使用許可申請書---区役所で道路種別を確認し【確認印】を押します。

警察署へ (I) 道路占用許可申請書---申請書②の『所轄警察署の意見欄』に【押印】を受ける。
 ※ 所轄警察署により意見欄への押印には、中2日程かかる場合あり。
 (III) 道路使用許可申請書---所轄の警察署に提出⇒内容確認し**受理 (本受付)**
 ⇒ **道路使用許可書の交付** (許可まで4~5日)

中野区へ (I) 道路占用許可申請書---区役所に提出⇒内容確認し**受理 (本受付)**

※ 事務処理を行い、占用料納入通知書・許可書ができましたら連絡いたします。(許可までに一週間程度かかります。)
 ※ 円滑な道路管理のため、原則として**占用料の事前納付**をお願いしております。庁内の金融機関等で許可書受領前に納付できるよう御協力ください。

中野区へ (I) 道路占用許可書---原則として、占用料の納付が確認でき次第、許可書をお渡します。
 ※ 来庁時に交付する占用料納入通知書により庁内の金融機関等で占用料を納付いただき、領収印を確認のうえ許可書を交付いたします。当日の納付が困難な場合は、ご相談ください。

【占用開始】

占用開始までに許可書をお受け取り下さい。なお、占用物は**占用開始日以降**に設置してください。また、許可までには日数を要しますので、余裕をもって申請手続きをしてください。

占用料の支払い

中野区専用の納入通知書により、来庁時に庁内の金融機関等で納付いただきます。来庁時の納付が困難な場合は、ご相談のうえ、記載されている納付期限日までに、金融機関等の窓口でお支払いください。なお、利用できる金融機関等については、納入通知書1枚目の納付場所欄に記載されています。期限内に納付いただけない場合、条例及び関係法令に従い、延滞金(年率14.5%)を徴収する場合や督促状発付のうえ滞納処分により徴収する場合があります。